計算書類に対する注記(拾六町拠点区分用)

- 1. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法□
 - ・建物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品□

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。□

(2) 消費税等の会計処理□

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

- 2. 重要な会計方針の変更 該当なし
- 3. 採用する退職給付制度 常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入して いる。
- 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当拠点区分において作成する計算書類等は以下の通りになっている。

- (1) 老人通所介護拾六町拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書 (別紙3(⑩)) 、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑩))は省略している。

「デイサービス」

- 5. 基本財産の増減の内容及び金額 該当なし
- 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し該当なし
- 7. 担保に供している資産 該当なし
- 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			0
建物	9,639,864	5,977,659	3,662,205
機械及び装置	4,620,000	4,619,996	4
車輌運搬具	3,570,000	3,569,999	1
器具及び備品	5,225,684	4,499,658	726,026
小計	23,055,548	18,667,312	4,388,236
合計	23,055,548	18,667,312	4,388,236

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

			(七)(1)
	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	12,210,604	0	12,210,604
合計	12,210,604	0	12,210,604

- 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 11. 重要な後発事象 該当なし
- 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし